

「シストレ 24 インターネット取引 契約約款」の一部改正について

下線部変更
(平成 26 年 7 月 28 日)

現 行	変 更 後
第 1 条～第 25 条 (省 略)	第 1 条～第 25 条 (現行どおり)
第 26 条 (解約) (省 略)	第 26 条 (解 約) (現行どおり)
2 (省 略) (1)～(5) (省 略) <u>(6) 甲の入出金が、本取引を行うための適正な入出 金ではないと乙が判断したとき。</u> (7)～(9) (省 略)	2 (現行どおり) (1)～(5) (現行どおり) (削 除) (6)～(8) (現行どおり)
3～5 (省 略)	3～5 (現行どおり)
第 27 条 (免責事項) (省 略) (1)～(19) (省 略) (新 設)	第 27 条 (免責事項) (現行どおり) (1)～(19) (現行どおり) <u>(20) 第 28 条 第 4 項の定めにより、甲に生じた一切 の損害。</u>
第 28 条 (取引の制限) (省 略)	第 28 条 (取引の制限・ <u>禁止行為</u>) (現行どおり)
2 (省 略) (新 設)	2 (現行どおり) 3 <u>甲は、次の各号に定める行為を行ってはならないこと に予め承諾する。なお、甲の行為が当該禁止行為に該当 するかどうかの判断は乙が行い、甲は乙の判断に従うこ とを承諾する。</u> <u>(1) 本取引システムまたは本取引システムの運用に 対して過大に負荷を強いる行為</u> <u>(2) 本取引システムで通常実行できないような取引 を行う行為</u> <u>(3) 甲と乙の間で交わされた電子メール、電話、書 簡等の内容を乙の同意を得ずに公開、複製、転載、 再配布、販売する行為</u> <u>(4) 乙(乙の関係会社を含む)の役職員(乙の関係 会社の役職員を含む)に対する暴言、恫喝、脅迫、 虚言、誹謗中傷、名誉を毀損する言動、業務を妨 害する行為</u> <u>(5) 本取引システムの脆弱性、乙または甲の通信機 器、通信回線、システム機器等もしくはインター ネットの脆弱性、インターバンク市場等の混乱等 を利用して不当に利益を得ようとする行為</u> <u>(6) 本取引とは無関係と思われる入出金を行う行為</u>

現 行	変 更 後
<p>(新 設)</p> <p>(以下省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上 平成26年4月28日</p>	<p><u>(7) 前各号のほか、乙と甲または他のお客様との円滑な取引に支障をきたす行為</u></p> <p>4 <u>甲が乙と行う取引について、前項の禁止行為が行われた場合、乙は事前に通知することなく甲の取引口座の新規取引を規制し、過去に遡り約定を取消することができることとする。これにより不足金が発生した場合、当該不足金について乙は甲に請求できるものとする。また、当該禁止行為により乙が損害を被った場合は、甲は当該損害に対し賠償責任を負うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(以下現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以 上 平成26年 7 月 28 日</p>